

「キャリア・パスポート」の作成及び活用の手引き

島根県教育委員会

目的

「キャリア・パスポート」は、島根の子どもたち一人一人が、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓いていくために求められる資質・能力を身に付けていくことができるよう、今学んでいることと自分の将来とをつないだり、学校、家庭及び地域での学びをつないだりするためのツールである。

【児童生徒にとっての目的】

小学校から高等学校等を通じて、自らの学習状況等を振り返って自己評価をしたり、これからの生き方について考えたりすることによって、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐこと。

【教員や保護者にとっての目的】

児童生徒の学びの軌跡を知る資料となり、学年や校種が変わっても継続して個に応じた指導・支援を行っていくことができるようにすること。

定義

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校等までのキャリア教育に関わる諸活動について、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を振り返ったり見通したりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたポートフォリオのことである。

【参考】「学習指導要領特別活動第2〔学級活動・ホームルーム活動〕3内容の取り扱い」

「指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童（生徒）が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。」

作成手順

「キャリア・パスポート」は、上記の目的を達成するために、以下の手順で作成する。

- (1) 各学校は、育成を目指す資質・能力を明確にするとともに、それを家庭や地域と共有し、どのような活動で、どのように振り返るのか見通しをもつ。
- (2) 各教科等や、家庭及び地域での学びの記録を蓄積する。（この蓄積した記録を「基礎資料」と呼ぶ）
- (3) 学級活動・ホームルーム活動で、「基礎資料」を基に、自らの学習状況を振り返ったり、話し合い活動を通して相互評価を行ったりして、記録の再編集や、取捨選択を行い、これからの生活に向けた意思決定につなげる。
- (4) 再編集した記録や取捨選択した記録を「キャリア・パスポート」に入れる。

【作成のポイント】

- 「キャリア・パスポート」を次の学年や校種に引き継ぎ、有効な振り返りに活用できるようにすることを重視する。そのため、膨大な資料となることを防ぐために、各学年A4用紙片面4～10枚をクリアノート型ファイルに蓄積する。
- 蓄積する記録は、以下の要素を含んだ記録とする。
 - A** 一定期間の「基礎資料」を基に、各学校の「育てたい資質・能力」等の汎用的な力を視点に振り返り、再編集した記録。
 - B** 「今、夢中になっていること」や「将来の夢」等その時々自分について記した記録。
 - C** 家庭や地域での学びの記録も含めて、児童生徒自身が是非これは残しておきたいと思った記録。

- **A**、**B**、**C**の記録は必ずしも独立したものではなく、重なり合うことも十分考えられる。
- 本県のキャリア教育に関する特色ある取組（小中学校等においては「ふるさと教育」、高等学校等においては「地域課題解決型学習」）については、基礎資料として蓄積することはもとより、その中から「キャリア・パスポート」に記録として残すことが想定される。
- 様式については、国や島根県教育委員会が提供する各種資料等を活用しつつ、各地域・各学校の実態に応じて、柔軟にカスタマイズすること。
- 特別支援学校においては、上記の内容も踏まえ、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた取組や適切な内容とすること。

指導上の留意事項と管理

- (1) 「キャリア・パスポート」は学級活動・ホームルーム活動において活用する教材である。したがって、学級活動・ホームルーム活動の目標や内容に即したものとなるようにすること。
 - ・ 記録をまとめる活動や選ぶ活動のみに留まることなく、記録を用いて話し合い、意思決定を行うなどの学習過程を重視すること。
- (2) 「キャリア・パスポート」の作成及び活用は学習活動であることを踏まえ、日常の活動記録やワークシート等の教材と同様に指導上の配慮を行うこと。
 - ・ 児童生徒個々の状況を踏まえ、本人の意思とは反する記録を強いたり、無理な対話に結びつけたりしないように配慮すること。
 - ・ うまく書けない児童生徒への対応や学級（ホームルーム）・学年（学科）間格差解消等も日常の指導に準ずること。
 - ・ 通常の学級に在籍する発達障がいを含む障がいのある児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒等、特別な配慮を要する児童生徒については、特に必要な場合、個々の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階に応じた記録や蓄積となるようにすること。
- (3) 「キャリア・パスポート」は、児童生徒が自己評価や相互評価に活用するための教材である。自己評価や相互評価は学習活動であり、それをそのまま学習評価とすることは適切ではない。
- (4) 個人情報を含むことが想定されるため、「キャリア・パスポート」の管理は、原則、学校で行うものとする。
- (5) 学年間の引き継ぎは、原則、教師間で行うこと。
- (6) 校種間の引き継ぎは、原則、児童生徒を通じて行うこと。
 - ・ ただし、学校間においては指導要録の写しなどと同封して送付できる場合は学校間で引き継ぐことも考えられる。
- (7) 装丁や表紙等については、設置者において方針を示すこと。その際には、一定の統一性が保たれるよう工夫すること。

実施時期

国や島根県教育委員会が提供する各種資料等を活用しつつ、各地域・各学校の実態に応じて、柔軟にカスタマイズし、令和2年4月より、すべての小学校、中学校、高等学校等において実施することとする。